



平成 25 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社アシックス
 代表者名 代表取締役社長 C E O 尾山 基
 (コード : 7936、東証第 1 部)
 問合せ先 取締役常務執行役員 橋本 幸亮
 TEL. (078)-303-6830

**当社子会社であるアシックス商事株式会社（証券コード 9814）株券に対する
 公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社アシックス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 11 月 6 日開催の取締役会において、アシックス商事株式会社（東証第 2 部、コード番号 : 9814。以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 25 年 11 月 7 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 25 年 12 月 18 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社アシックス
 神戸市中央区港島中町七丁目 1 番 1

(2) 対象者の名称

アシックス商事株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,485,573 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 上記「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数である 3,485,573 株を記載しております。なお、当該買付予定数は、第 60 期第 1 四半期報告書に記載された平成 25 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 (8,842,636 株) から、対象者の当該四半期報告書に記載された平成 25 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式 (698,063 株)、当社所有株式 (4,459,000 株) 及び当社の完全子会社である山陰アシックス工業株式会社を通じた間接所有分 (200,000 株) と合わせた対象者普通株式 5,357,063 株を控除した株式数です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式及び山陰アシックス工業株式会社が所有する対象者普通株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による

単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 11 月 7 日（木曜日）から平成 25 年 12 月 18 日（水曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、2,500 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 25 年 12 月 19 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	3,303,952 株	3,303,952 株
新 株 予 約 権 証 券	一株	一株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	3,303,952 株	3,303,952 株
(潜在株券等の数の合計)	—	—

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	44,590 個	(買付け等前における株券等所有割合 54.75%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	6,916 個	(買付け等前における株券等所有割合 8.49%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	77,629 個	(買付け等後における株券等所有割合 95.31%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	2,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 2.46%)
対象者の総株主の議決権の数	81,439 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において、府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、第 60 期第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第 60 期第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（8,842,636 株）から当該四半期報告書に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の対象者の所有する自己株式数（698,063 株）を控除した株式数（8,144,573 株）に係る議決権の数である 81,445 個を分母として計算しております（なお、対象者の単元株式数は 100 株です。）。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号
カブドットコム証券株式会社（復代理人）	東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号

② 決済の開始日

平成 25 年 12 月 26 日（木曜日）

③ 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が平成 25 年 11 月 6 日に公表した「当社子会社であるアシックス商事株式会社（証券コード 9814）株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

対象者の普通株式は、平成 25 年 12 月 19 日現在、東証第 2 部に上場されておりますが、当社は、本公開買付けの終了後に、その効力発生日を遅くとも平成 26 年 4 月頃を目処に設定して、対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となり、上場廃止後は、東証第 2 部において取引することができなくなります。なお、本株式交換は、当社は会社法第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換により、対象者は会社法第 784 条第 1 項本文に定める略式株式交換により、両社とも株主総会の決議による承認を受けずに実施される予定です。

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社アシックス	神戸市中央区港島中町七丁目 1 番 1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上